

(書式 1 - 3 - 1)

**譲渡制限付株式の譲渡先として会社が指定された場合に、会社と株主間で
譲渡株式の価格について合意する合意書**

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間は次のとおり合意する。

(売買の経緯に至る事実関係の確認)

第 1 条 甲と乙は、乙が平成〇〇年〇〇月〇〇日付譲渡承認請求書をもって
〇〇〇〇株式会社に対し、乙の有する〇〇〇〇株式会社の普通株式 1,
〇〇〇株(株券番号〇〇〇乃至〇〇〇。以下「本件株式」という)を〇
〇〇〇(住所: 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇)に譲渡することの承認
及びこれを承認しないときは譲渡の相手方を指定すべきことを請求した
ところ、〇〇〇〇株式会社は乙に対し平成〇〇年〇〇月〇〇日付譲渡先
指定通知書をもって、乙の譲渡承認請求を不承認とし、併せて甲を譲渡
の相手方として指定したことを相互に確認する。

(譲渡価格)

第 2 条 甲と乙は、本件株式の譲渡価格を金〇〇〇万円(1株当たり金〇〇
〇〇円)とすることに合意する。

(支払方法)

第 3 条 甲は乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、乙より本件株式の株
券の引渡しを受けるのと引き換えに前条の譲渡代金を支払う。

(清算条項)

第 4 条 甲乙は、甲乙間には本合意書に定めるもののほか、何らの債権債務
がないことを相互に確認する。

以上のとおり契約が成立したので、本書面 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有

する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲



解説

(第1条)

売買に至る経緯について確認した条項である。しかし、必ずしもこのような条項を入れる必要はない。通常の売買のように、単に、「甲と乙は、乙が有する甲の普通株式〇, 〇〇〇株（株券番号〇〇〇乃至〇〇〇）を甲に売却することを約した」でも十分である。

譲渡制限株式を売却する手続の概略は以下のとおりである。

株主Xが譲渡制限株式をYに譲渡したいと希望したとする。株主Xは、会社に対しその譲渡による取得の承認を求め（会社法136条）、会社が譲渡による取得を承認しない場合には、その株式の会社による買取り、または指定買取人（先買権者）による買取りを求めることができる（会社法138条1号）。

会社が譲渡による取得を承認せず、たとえばZを買取人と指定したような場合には、ZがXに対してその株式の買取りを通知すると（会社法142条1項）、XZ間で売買契約が成立すると解されている。なお、Zが通知するまでの間は、Xは会社に対する譲渡承認・買取人指定請求を撤回することができる（会社法143条2項）。

XZ間で売買価格の合意ができない場合には、当事者の申立てにより、裁判所が一切の事情を考慮して売買価格を決定する（会社法144条2項以下、7項）。いったん成立した売買契約をその後一方的に撤回ないし解除することは認められない（会社法143条2項）。

(第4条)

当事者間で他に何らの債権債務が存在しないことを確認したもの。当事者間の法律関係が本件限りであるときは、その確認のために入れてもよい。

(印 紙)

本件の文書には、印紙は不要である。

